

令和4年2月15日

政府対策本部長
内閣総理大臣 岸田文雄 様

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
静岡県知事 川勝 平太

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の適用の継続に関する要請について

静岡県においては、令和4年1月25日付けで「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されたところであります。

これを受け、本県では県内全域の飲食店に対し、営業時間の短縮等の要請を行ったほか、県民への県境をまたぐ不要不急の移動自粛、県内の催物等における開催制限など、様々な感染拡大防止対策を講じているところです。

しかし、まん延防止等重点措置の期間である2月20日が間近に迫る中、本県の10万人当たりの一週間の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数や病床占有率は依然として高い水準にあり、県内の医療提供体制はひっ迫した状況が続いております。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、静岡県を「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とする、まん延防止等重点措置の適用の継続を要請いたします。